

フォード主義国家と性役割

——フレキシブルな社会を展望して——

岩 本 美砂子

はじめに

第一章 フォード主義以前の性役割——「女主人と女中」——

第二章 フォード主義と「性役割」規範の成立・動揺

第三章 「われわれ女性」意識の限界

第四章 フォード主義国家と第二波フェミニズム

第五章 ケアのニーズと「硬直した」労働モデルの矛盾

おわりに

はじめに

一九世紀後半の欧米で、女性の男性との同権化を求めて闘った「市民的フェミニズム」は、二〇世紀の二つの世界大戦をへて女性参政権が一般化し、教育機会や私法上の権利も同等になったことで、一つの帰結を見た。しかし、戦後におこったのは、女性政治家の台頭でもなく、雇用労働者としての女性の急増でもなく、世紀転

換期以来の出生率低下現象を一時的に逆転するようなベビー・ブームと、男性の平時の職場への復帰にとともに、女性の「家庭回帰」の呼び声であった。

連合軍占領下に憲法体制の変革を経験した日本では、女性政治家の登場が目されたが(衆議院では三九名)、一時的なものにとどまった。しかし憲法一四條・二四條による「家」制度の解体は、敗戦による旧来の家父長的權威の失墜とともに、「戦後強くなったのは女と靴下」との意識を広めていった。同権化以前の西洋女性を、無権利でも(神の前での)人格は平等と位置付けられていたとするなら、日本では、女性の人格も、公的・私的権利も一度に認められたといえよう。しかし、女性の側に、こうした制度変革にキャッチアップしていきけるような主体性の準備は、必ずしも十分ではなかった。失墜した男の權威が、のちの経済成長過程のなかで「一家の稼ぎ手」として回復してきた時、月給袋を差し出すことと、「めし・ふろ・ねる」の三語と、あるいは気分次第の性交渉と、もしか妻とコミュニケーションしようとしないうる暴君に対して、黙って耐える、出世にさしかえるようなことはしない、あるいは子供の教育に夢を託す(だが、どんな?)以外の行動パターンをとれた女性(とくに新中間層主婦)がどれほどいただろうか。

しかし、高度経済成長後期に、自動車とならぶフォード主義的消費様式の柱である家庭電化製品が、合衆国のみならず西欧・日本でも普及し、フォード的・都市的生活が一般化したとき、幸せな消費者であったはずの中間層女性を中心に、ウーマンリブの嵐が吹き荒れ、第二波フェミニズムの高波が先進社会を襲ったのである。彼女たちは、一体何に不満を持ち、何を訴えようとしたのだろうか。あるいは、突出したかにみえた「男社会」への異議申し立てが、どのようにして「普通の主婦」たちの心の底までを揺り動かし、大きな共感を呼び、女性労働力の増加と、晩婚化・少産化・高齢人口比率の急増加という、現在の社会の大きなトレンドを形成して

きたのだろうか。

本稿ではまず、前フォード主義期、第二次世界大戦後から一九六〇年代にいたるフォード主義の定着期と、ポスト・フォード主義期（一九七〇年代後半以降）における性役割とその再編、さらに性役割批判の言説が前提としていた、「われわれ女性」意識の形成と限界を論じる。そして、フォード主義国家の特徴である「再生産の社会化」が、第二波フェミニズムとどのようにかわり、また後者からの批判が、ポスト・フォード主義の社会で生かされる道はどのようなものか、を考察する。それは、産業革命期からフォード主義時代まで持ち越された、「男性型労働モデル」を問い直すことでもある。これらの作業を通じて、広い意味での権力構造を問うたという意味で、社会運動のみならず政治運動でもある第二波フェミニズムについて、歴史的意義を評価し、その将来を展望してみたい。²⁾

第一章 フォード主義以前の性役割——「女主人と女中」——

労働者階級にとって、フォード主義は、制度的妥協と形式的同権化をもたらした。そして彼らの存在形態も大きく変化させた。労働の「構想」から疎外され、ベルトコンベアを典型とする、資本にとって最も効率よく編成され細分化された「実施」部門を担うことが、彼らの職場の規範ノルムとなった——日・欧では米へのキャッチアップをめざしての「生産性本部」の推進するところ——。さらに労働者にとっては、自分の得た相対的な高賃金で、自動車や家庭電化製品（加えてマイホーム）を購入することが消費の規範ノルムとなった。この体制にマッチした女性の存在形態は、形式的な平等権をもつ一方、主として夫の賃金で購入された耐久消費財に囲まれ、

家事と子育て（あるいは介護）——という非フォード労働——に従事することであった。「女は家庭（生産的機能をもたない）」という役割規範は、フォード主義の普及とともに一層広範になった新中間層と、「女房を働かせなくてよい」労働者階級上層とに共有され、より下層の人々にはあこがれの的となったのである。第二波フェミニズムは、まさに、この「女は家庭」という役割を批判した。役割規範が社会に広く共有されていればこそ、批判が共鳴を起こす可能性もより広範なものとなった。前フォード主義社会や、フォード主義の時代にも低開発を強いられ、広範な中間層が形成されなかった周辺部フォード主義社会では、この条件は存在しない。

フォード主義以前の社会（および周辺部フォード主義社会）では、家事・育児は主として女性に割り振られていても、同じ階層の女性が自らの家庭の家事・育児を行なう、ということとは、必ずしも一般的ではなかった。家事といっても、機械ではなく多くの人手を用いるときには、何層にも分化する。テラーのひそみにならえば、「構想」と「実施」の区別もできる。社会の最上層では、男性も女性も労働を行なわない。複雑な家政の管理・家事使用人の管理さえ別人に委託できる。女性は、そうしたぜいたくを可能にする私有財産の後継ぎを——貞操を守って——産むことだけが「仕事」となる。次の階層では、妻は家政の管理・家事使用人の管理が「仕事」である。「実施」は、より下の階層出身の使用人や家庭教師などに委ねる。日常の「構想」や管理が彼女の「仕事」だが、そのできればは、「主人」夫を満足させるものでなくてはならない。

あまり多くない中間層の女性が、自らの家庭の家事・育児の日常の「構想」と「実施」を一身に担った。彼女が自営業・自作農業をも担う時には、家事・育児の「実施」に部分的に人手を用いた。新中間層の女性も、家電やガス・水道がなくては、「女中ぬき」に生活することは難しい。⁽⁴⁾より高い層での家事使用人は、中間層からリクルートされる。中間層の家庭で働くのは、より貧しい層の出身者である。下層の女性は、賃労働・小作

労働（場合によっては売春などの性労働）などの傍ら、自らの家庭の家事・育児の「実施」を担った。貧しければ家事・育児の内容は乏しい（軽くはない）。あるいは、他の家庭の家事労働者となる。なお中間層・下層においても、衣食住や子供の養育は、稼ぎ手の収入の範囲内で、主たる稼ぎ手である「主人」を満足させねばならない。さらに子育て・老人・病人の介護においても、「相手の要求」が対象となり、人格的な他人志向の価値観が支配する。家事・育児・衣食住の内容には、「労働力の再生産のための商品購入費の総額」（マルクスによる労賃の定義）と同様、社会的・階層的「相場」がある。しかし、より少ない稼ぎしかないと、または稼ぎのない女性は、扶養者たる男性に「構想」の最上級での決定権（気に入る／気に入らない↓なくなる、出ていけ）を握られていた。このような状況下で、異なる階層の女性は、同じく男性⇨家父長に従属させられてはいたが、日々の労働の場での「女主人・管理人 対 家事使用者」として、目に見える対立状況のなかに置かれていたのである。なお、日本における嫁—姑問題も、こうした分業論の視角から見れば、家風という「構想」の管理者たる姑と、「実施」者としての嫁の対立として読み解けるのではなからうか。

第二章 フォード主義と「性役割」規範の成立・動揺

フォード主義の導入・定着にあたっては、二度の世界大戦と世界恐慌のインパクトを無視するわけにはいかない。女性にとって戦争は、労働市場に急速に吸収された経験であり、恐慌や戦後期には解雇されたり、安価だからと男子のかわりに重宝されたりという、労働市場における男女の境界の（女性の預かり知らぬところで進んだ）大幅な流動化を経験した——テラー主義も、重工業への女性労働力導入のてこになった——。その

結果、雇われの家事労働者（特に女中）が払底した。中間層の可処分所得から支払われる給金よりは、新しい工場労働の賃金がしばしば高かったし、機械やテラー主義の合理的な「構想」への従属は、女主人への人格上の従属より、「解放的」でもあった。この論理は、家事の電化ののち、夫や他の家族の満足・情緒に依存するよりは、賃労働の「合理性」と報酬を求める、「妻たちの反乱」の伏線となった。

フォード主義は、しかし女中のかわりに、大量の家庭電化製品を提供した。戦争を契機に進んだ電動機的大量生産は、戦後民生市場にはけ口を求め、特に第二次大戦後、自家用自動車・洗濯機・掃除機、電動ファンによる冷蔵庫・クーラー、蓄音機からステレオへと拡大した。電波はラジオからテレビへ、白黒からカラーへと大量情報の媒体となった。家電・自動車市場の拡大は、その生産のための雇用や投資も拡大した。夫の収入は、「女中」のかわりに家電を買うことにあてられるようになった。月賦という消費者金融も定着した。夫の賃金だけでは「人並み」の暮らし（家電一揃え）ができないという理由での、女性の労働力化も進むことになり、逆に、共稼ぎができるのも家電のおかげ、ともなったのである。⁽⁵⁾

「女は家庭」というフォード主義的規範は、拡大する新中間層の女性から、労働者階級の女性へと広がった。家事の電化が進む前は、家事をめぐる階層化（主従関係）が、階級的対立と照応もした。しかし、電化は、多くの女性（新中間層、労働者階級）の家事に対する立場を、主として夫の収入で購入される家電の、日々の操作者として平準化した。さらに、出生率は世紀の変わり目から低下に向かい、三〇年代の不況期に一段と低下した。それが第二次大戦後のベビーブームには上昇に転じたものの、高度成長期には再び低下した。経口避妊薬ピルの解禁が、六〇年代以降の少産化の原因の一つといわれている（日本は例外＝未解禁）。さらに人工妊娠中絶の合法化が六〇年代末以降（日本では四八年）に進むが、以前からの傾向の延長上であったことも見逃せ

ない。⁽⁶⁾かつては四、五人以上の子育てと入れ子になっていた家事は、他の女性に託されることが多いながらも、「女の生殖能力」に伴う生得的・宿命的色彩をもっていた。その家事が、少人数となった子供の世話から自立化し、一層操作可能なものに見え始め、スイッチをポンと押すことが家事の代名詞になった。家事は、一九世紀の社会主義者やレーニンたちが考えたような、(他の女性を雇える階層以外では)女性を魯鈍な状況にとどめる生得的・義務的重労働という位置付けではすまなくなったのである。

しかし家事・育児や家庭内での介護などは、必ずしも軽減されたのではない。機械化の進展とともに、洗濯や掃除などは、毎日でも回数を多く行なうことが、「よき主婦」の条件となった。フォード化された工程の管理者や労働者である夫の疲労は、よりメンタルなものとなり、彼の労働力を再生産するためには、より「居心地のよい家庭」が要求された。次代の「フォード化された労働力」の育成に必要な心配りも、教育の多くが「学教化」されたとはいえ、子供数の減少に反比例して増大した。家事や育児の多くが「社会化」ないし「商品化」されても、どの部分を公私のどのセクションに外注するかかの判断や(受皿がなければ、仲間をつのって、署名や陳情・住民運動も展開しなければならない)、入手したものを最終的な形に仕上げることは、家電類を操作する段取りとともに、妻が日々積み上げなければならぬ——女性是国家・市場と家族のニーズとの環である⁽⁷⁾——。但し家電購入程度の「大きな決定」は、夫の側にある。しかも、献立の組み合せ等こまごまとしたことには外注にも限度があり、特に子供や病氣や障害などの世話は、非合理で予測不可能な事態への備えや、具体的な対処の積み重ねである。夫の要求も、性欲を含め「気まま」である。女性の生は、賃労働をしているかにかかわらず、あまりにも分裂している。⁽⁸⁾

さらに、資本主義の「所有的個人主義」(マクファーン)の原則により、彼女の働きによってリフレッシュ

ないし再生産された労働力は、夫・子供など「労働者個人の所有物」となり、その代価は賃労働に従事した個人のものにしかならない。彼女の「仕事」は、非定型であとを残さず、夫や子供の「充足」しか残らない。フォード化された労働やその管理に比べ、その生産物（家電）を使用しているとはいえず、一層空虚で孤独である。というのも今や、一家にとどまる成人女性は一人で十分とみなされ、水道設備と洗濯機は、水運びの重労働とともに井戸端会議の「公共性」も奪い、スーパーマーケットと自家用車・冷蔵庫によるまとめ買いは、日々の買物の道すがらの、主婦たちや店主たちとの会話を、「無駄」として切り捨てたのだから。賃労働に出ない主婦たちにとって、夫が子供という媒介なしで社会とつながることは、困難になった。また、夫や子供という「他者を満たすこと」が規範ならば、「私そのもの」はカラッポでいいのだろうか。業績主義万能の世の中で、なぜ女性はその「性的属性」ゆえに、業績論理の社会から疎外されて生きることが「規範」なのか。⁽⁹⁾これが、主として新中間層の「主婦」たちが発した疑問であった。

彼女たちが、この規範に逆らおうとしたとき、彼女の労働市場参入を妨げたのは、夫の反対か、「子供が手のかからなくなった」頃というその年令でもあった。企業が求めていたのは、フォード化された労働の管理部門ではなく、「実施」部門の単純―若年労働者であったから。さらに、身の回り二〇m四方のなか（日本なら一〇m四方か）で、限定された家族メンバーの要求への配慮を習い性としてきた存在にとつて、多様な人々や装置からなる職場の「風」は厳しく、職業訓練等の場がなければ、容易に出ていけるものではない。たしかに、こうした新中間層の女性の悩みは、単純労働であっても、結婚・出産後も働き続けなければならない階層の女性にとつては、「ぜいたくな悩みでもあった。しかしまた、働き続けたり、中年になって労働市場に再参入したりした女性労働条件の悪さも、女性が、賃労働とともに、家事・育児という「女役割」を二重に負うとみなさ

れていたゆえだ、と捉え返すこともできた。

『女は家庭』というきめつけが、高度に発達した資本主義社会のなかで、未だに属性による差別という前代を維持している」という批判が行なわれた。平等という近代の論理は、初発においてブルジョワ家父長の平等でしかなかったが、資本主義の発展に伴う社会の全般的合理化の行きついた先として、人間存在の非合理性の隠れ家であった男と女の関係にも、入りこもうとしたのである。現代的・フォード主義的な性役割の規範は、一九六〇年代末に「前近代」という批判をあびた。「女は家庭」という社会通念に捉われている限り、女性は自分の人生をコントロールできない。父や夫の支配から脱することができず、労働の場でも二級市民である。「女は家庭」という役割を押しつけられることによって社会的不利を被っている女性は、新中間層であろうとなかろうと、潜在的には一致する利益をもつ、と考えられた。(「われわれ女性」Ⅱ「万国の姉妹たち団結せよ」)。

また、先進国における一九六〇年代の女性と国家の対立の主要局面の一つが、経口避妊薬ピルの解禁以来強まった、妊娠・出産への女性自身によるコントロールを拡大しようという動きであり、人工妊娠中絶の自由化(近代刑法と同じだけの歴史をもつ、墮胎罪——とくに自己墮胎・業務上墮胎——を改廃すること)であったため、単一争点運動であっても、「全ての女性」と国家との対決という言葉が大量に生み出された(「産む産まないは(国家でなく)女が決める」・「私の腹Ⅱ子宮は(国家のものでなく)私のもの」などのスローガンが、これに反対する民族主義的言説や、「女性は育児・出産から、個人の選択で逃れるべきでない」という保守的・宗教的言説と対峙した)。それは、一九六七年英国の中絶法成立を皮切りに、七三年米国連邦最高裁による中絶規制の「違憲判決」、憲法論争をはらんだ西ドイツでの中絶法成立(ドイツ統一後は最後に残った法統一事項と

して、いまも憲法裁判所（保守派と議会＋女性寄りの世論が対立している）、フランス・イタリアなどカソリック系諸国での、社共（世俗・革新勢力と与党保守陣営内の進歩派の連携による中絶合法化など）、「女性個人の権利としての中絶」という考え方を定着させていった。¹²³これは、ソ連・東欧圏の「労働女性の権利」としての中絶とは、別の次元を切開いた。

また、第二波フェミニズムは、「暴力からの身体の自由」という、近代の出発点での「自然権」が、女性には事実上保障されていないことを、問題にした。夫（性的パートナー）による妻への暴力・強姦（女性の同意抜きでの性行為の強要）は、私事として国家から放置され、暗黙の了解を与えられていたが、これを夫の所有物ではない独立した人格としての、妻（女性）への人権侵害ととらえ、公的権力が防止手段を講じること（暴行罪や強姦罪の夫婦間への適応除外の廃止、加えて暴力的な夫などから逃れて生活できるような駆け込み施設シェルターの設置など）を要請した。さらに、夫（性的パートナー）以外からの性的強要に対しては、名目上強姦罪はあっても、取り調べや裁判の過程で被害女性が重ねて精神的打撃を受けることが多く、加害者が有罪になることが少なく、有罪でも罰が軽微な傾向にあるため、女性が泣き寝入りを強いられることが少なくなかった。特に性被害に関しては、命にかかわる脅迫があった場合でも抵抗が少なければ、同意あり（「和姦・無罪」とみなされ、告発した女性に、「性的にふしだら」の社会的烙印が押されがちなこと）に対して、抗議の声があがった。

女性の泣き寝入りを助長しているのは、性の二重規範であって、大半が男性からなる警察・司法機関もこれを共有している、という批判がなされた。その規範の内容は、男は性的に放縱であつても、とがめらるることが少なく、他方で女性には重い貞操の義務があるとし、これに違反する女性は、性的に放埒な、特異な性格の持ち主であるという、ご都合主義的なものである。従来の強姦事件の裁判などでは、事件と無関係な女性の口頭

の服装や異性関係がとりざたされ、被害女性を「もともとふしだらであり、性的強要があっても男性の加害性は無視しうる」と認定することに力がそがれ、彼女のプライバシーを中心とした人格権が踏みにじられることが、しばしばであった。したがって、フェミニストたちは、同意抜き性の行為は、抵抗の有無にかかわらず強姦と認定し、暴行に対する以上の罪を科すこと、女性の取り調べには女性係官があたり、女性が性的内容を陳述するにあたって、無用の圧力や屈辱感を持たないで済むようにすること、取り調べ・裁判をつうじて、被害女性のプライバシーが最大に尊重され、事件とは無関係な「素行」を論じないことなどが要求された。そして、一部の国では処罰の強化を含めてこうした要求が制度化され、そうでないところでも、手続きや判例への一定の影響が表れたのである。

こうして、とくに高度成長後期のフォード主義国家に対して、第二波フェミニズムは、雇用平等（同一賃金から、アフーマティブ・アクションまで）や、生殖や性の自己決定権を主張した。「女性は家庭役割があるから、労働者として差別的に取り扱ってもよい」とか、「女性は妊娠・出産が不可避であり、結婚したら家事・育児に専念するものだ」という、固定的な「性役割」観念が、大きく揺すぶられた。これが、マイホームに住んで十分な家庭電化製品にかこまれつつ、自己の喪失というアイデンティティ危機に向かいあっていた主婦層にまで到達し、「結婚しているから・女性だからといって、家のなかに留まって子供や夫の世話に明け暮れることは、宿命ではない」という意識を、大量に生み出した。さらに、高度経済成長期の労働市場の人手不足——低成長期には、家計のもう一つの収入への要求——、少産化、一定の社会的ケア・サービスの提供（四章参照）などの背景とともに、労働市場（主としてパートなど）とカルチャー・センターなどの「教養の市場」へ、さらには生協活動などの非営利活動領域とへの、大量の「社会進出」を促していったのである。

第三章 「われわれ女性」意識の限界

最も発達した資本主義国で、「世界一豊かな」生活を享受し、社会の厳しい風からも守られていると思われた、欧米の白人中間層女性が、第二波フェミニズムの主要な担い手の一つとなったのは、以上の論理からであった。しかし、こうした「解放されるべきわれわれ」意識を、すべての女性が共有し得るという理念は、必ずしも万全のものではなかった。

第一は、資本主義の側の対応能力が、彼女たちの不満をも吸収可能な再編方向へ、批判者の予想をこえて進んだのである。フォード主義は、六〇年代末のラディカルズの批判にのみでなく、設備投資、流通、非フォード化部門との格差、資源・環境問題などの限界にぶつかっており、マイクロ・エレクトロニクスを中心とした、新たな生産過程が開きはじめた。このME化のなかで、「構想」と「実施」は新たに編成され、ME化され国際化された金融部門や先端的なエンジニアリング部門から、ME機器製造部門、MEを使った事務・サービス部門の展開、情報部門の自立化など労働の多様化が進んだ。フェミニズムからの批判を受け、雇用・昇進などでの性差別は表面上は縮小にむかった。(多くの先進国で七〇年代に雇用平等法が成立した——日本では女性差別撤廃条約の批准という外圧への対応政策により、実効の薄い雇用機会均等法が八六年に導入された⁽¹³⁾)。

女性には経済・社会の各分野に進出した。もちろん、セクシュアル・ハラスメント、女性の昇格の頭打ち(「ガラスの天井」、育児期の職業上のハンディキャップの問題など、いわゆる「女性特有の」諸問題は未だ全面的には解決されていないが、「労働者階級の分解」が指摘されるほど進展した労働過程の異質化や、失業の増大に

より、個々の女性の直面する問題も多様になり、とくに雇用平等法以後の性別をこえた能力主義の導入は、社会的な有利・不利という問題を「性役割」からのみ考えることを困難にしたのである。なおこの状況に対応し、資本の支配と家長制が、市場と家庭という「支配の分業」関係にあるのでなく、どちらにおいても両者の支配が重畳していると、ソコロフらは強調している。¹⁴しかし、男女が入り口的に双方の「役割分野」に進出し、それを分析する理論も複雑化・精緻化を要求されるとき、「女（＝家庭）役割」への批判を「すべての女性」の解放の旗印とできると考えた、第二波フェミニズムの初発のユートピズムと衝撃力は、拡散せざるをえなかった。

第二は、フォード主義によっても、「女は家庭」という規範が、グローバルには成立しなかった点である。土地を奪われた先住民や旧植民地の在住民族、奴隷化された民族に対する抑圧・搾取のなかでも、女性に対するものは、男性に対するものに比して、より一層苛酷であったと考えられるが、いまだに全貌は明らかにされていない。植民地の大半が独立した一九六〇年代においても、南北の格差はさまざまに維持され、あるいは賃金の南北格差としてあらわれた。南の女性にとっては、伝統文化における性差別・植民文化による性差別・資本主義特有の女性への搾取などが重複してのしかかることになった。第三世界での労賃の安さは、家電や自動車のような市場を作らなかつた。裕福な層では女性が管理的職業を持つ場合もあるが、洗濯機を買うより「女中」（または男性家事労働者）を雇うほうが安いし、複数雇えば干したりしまったりもさせられ、他人にかしずかれる快感も伴う。しかし他人に雇われないで生活できる女性は少なく、また大多数の女性にとって炊事・洗濯は電気製品によらず手作業である。母や父が都市に出稼ぎに出たあとの子供たちは、祖父母や親の姉妹、あるいは集落の手によって「共同で」育てられる。そして一〇歳になるやならずで、家庭内外の労働力としても

ちいられる。

家をたてたり家電を購入したりしたくとも、その国の都市のフォード化され、のちに一部はME化された職場に就いて、高賃金をえる者は少数である。その多くも、先進国資本に有利な非課税の沿岸部自由貿易ゾーンで、「従順で安価な」農村部出身の未婚女性労働力を「使い捨て」的に用いるため、国内市場形成には程遠い。中間層が薄いところでは、専業主婦も少ない。ここでは、「解放されるべき女性」という言説は、成立しがたい。この言説は、そのままでは「恵まれた北の女性たちによる、南から搾取した利益の、男との平等な分け前の要求」と響いてしまう。特に先進国への移民女性が、社会的地位の高い女性の（家庭の）家事・育児を、低賃金で担っている現実に基づかねばなおさらである。

賃金の南北格差や、高度成長期における北の単純労働力不足は、南からの大量の移民労働者を生んだ。彼女らは工場の他、サービス労働や「3K」労働、さらには育児や介護などに従事した。後者は性別規範とともに、女性の一層の低賃金が、彼女らをそこに割り当てることになったのである。「身体以外に資本のいらぬ」労働力売春も、この南北格差のなかに組み込まれた。⁽¹⁵⁾ ポスト・フォード主義社会は、そのなかに「既存の」エスニック問題に加え、移民労働者にかかわるエスニシティ差別の問題をかかえこんだ。多様化・異質化が進む労働社会の階層分化に、エスニシティや出身地がからみ、さらに高賃金をとる管理的部門の「白人」・「先進国民」の女性と、家事・育児・介護などを低賃金で行なう女性移民との、「女性内部の格差」も拡大している。また先進国女性は、避妊・中絶などの生殖への意識的管理についても、国家による規制を突破して合法性を獲得し、この避妊・中絶の権利を手放さないように運動している。これに対して、人口増に悩む南の諸国では、一人っ子政策がとられたり、（半）強制的な不妊手術や避妊具の体内装着が、主として女性を対象に政策的に進

められたり、三人目・四人目以降の妊娠には、強制的中絶が待ち受けていたりする。女性が「生殖の自己決定」という時には、こうした強制的産児制限(妊娠・出産規制)と対決することになり——国によっては、カソリックやイスラムの教理による避妊方法の制約や墮胎罪も問題だが——、先進国女性の要求とは、ベクトルが逆向きになることも押さえておかなくてはならない。かといって無制限な生殖の自由の主張も、食料問題や地球大のエコロジーを考えると非現実的な要求なのであり、女性が、これらの問題を視野にいれたうえで、自ら決定できる環境を作り出さなければならぬのである。

こうして今日、第二波フェミニズムの成果を通じて、「性役割を通じての男性支配」を認識し批判することは、おおいに容易になった一方、「われわれ女性」意識を共有することは、新たな困難に直面しているのである。一九七五年の国連国際婦人年以来の国際会議は、こうした困難を克服し、グローバルなシスターフッドを形成しようとしてきた。一九九三年、ウィーン国際人権会議では、南北をつうじての女性の性的搾取が取り上げられ、希望を未来へとつないでいる。

他方今日、日本の女性運動の内部でも、「日本国籍・ヤマト民族——非部落出身——・ヘテロセクシュアル・健常者」の女を前提として、在日外国人・先住民・被差別部落出身女性・同性愛女性や障害女性などを視野から外しがちな「流行り(ハヤ)のフェミニズム」への異議申し立てが、可視的になってきたことにも、注目したい。女性のなかの多様性を否定する方向へではなく、その差異が差別に転化しているメカニズムを解明し、打破し、さらに「女なるもの」を画一的主体へと構成するような解放論を回避して、「性役割」批判を継続しなければならぬ。それは、家の外と内との分業批判にとどまらず、「支配—服従」、「公—私」に割り振られた男—女の役割を、トータルに問いなおすことでもある。例えば、北のマジョリティ女性は、マジョリティ男性に対しては

「従属」的立場にあるが、マイノリティ女性や南の女性に対しては社会構造のなかで支配的立場にあり、マイノリティ男性に対するときには、この矛盾により、一義的に、支配的とも被支配的ともいえない関係にたつ。¹⁸⁾ フェミニズムの本質が、「支配―従属」という役割が固定化することへの批判であるならば、性差別批判にとどまらずに、以上のようなからまりあつた構造を、問題にしなければならない。

「異性愛―同性愛」、「産む女―産まない女」、「主婦と売春婦」、「賃金を稼ぐ女―稼がない女」などの対立を認識しつつ、その対立の設定の揚棄を志向し、エスニシティや出身地などの生得の属性の違いを否定せず、しかしそこからの解放の回路をも模索し、諸文化・宗教における女性の抑圧を告発しながら、その固有性を生かし合うこと。グローバル・フェミニズムの課題は、「社会進出」に矮小化されるものではなく、遙かな地平をめざしている。さらに「性役割」批判は、「現存の男性役割」をも、女性のみならず男性にとつても疎外・抑圧をもたらししているとして、告発した。近年の男性からの「男性役割批判」によって、「政治におけるジェンダー」という問題構成にも、ようやく両性がならびつつあるようにみえる。¹⁹⁾

第四章 フォード主義国家と第二波フェミニズム

第二章で、フォード主義国家への第二波フェミニズムの挑戦について、主として強制（規制行政）の領域において、規制の撤廃や新しい規制の導入が要請されたことを概観した。しかし、フェミニズムと国家の関係は、サービス行政Ⅱ「再生産の社会化」（の拡大）領域において、重要な重なりと相克を生み出していた。ここでは、強制的領域に対するフェミニズムからの批判と、サービスの領域へのフェミニズムによる批判が異質であるこ

とを確認したい。そして、フォード主義に適合的な福祉国家が、けして「女性の解放」をもたらしたのではないという主張が、ポスト・フォード主義におけるフェミニズムのありかたと示唆している点を、指摘しておきたい。

さらに注目すべきは、各国のフェミニズムが前提とし批判の対象としてきた、既存社会の構造が、同じ先進資本主義国といっても、国ごとに歴史的種差性がある点の確認である。とりわけ先鋭な「性役割批判」が展開された合衆国においては、北欧等と比較して、「再生産」の領域の社会化（国家による福祉）が進んでおらず、アメリカのフェミニズムは規制国家と厳しく対立してきたが、現存の福祉国家の論理にはらまれる男性支配（家長制）を、正面から取り上げるに到っていなかった。アメリカのフェミニストは、自らの種差性を相対化するよりも、他国の国家による福祉を前提に活動し、論理を組み立てるフェミニズムを、劣位にあるものと位置付け、自国のフェミニズムの成果を世界に誇りもした。また、主として合衆国から理論を学んだ日本のフェミニズム（運動はもちろん自生的だが）も、この点を十分には自覚していなかったように思える。

第二は、「性役割」批判を行なう、先鋭なフェミニズムの担い手は、主として新中間層の、高学歴で若い女性たちだったのであり、国家による社会的サービスの拡大を要求した女性たちとは、微妙にずれていた点である。前者の多くは、シングルで、自分の稼ぎで生活しており、親はまだ介護が必要な年令ではなく、女性が、家庭内での再生産労働を「母親として」強制されることに、強く反発していた（日本では「家意識との闘い」と表現された）。そして、避妊や人工妊娠中絶といった生殖のコントロールの合法化を求め、再び非合法化しようとする勢力と闘うことに、フェミニストとしてのアイデンティティを見いだしてもいた。他方、日本やヨーロッパで、社会的保育を要求した運動の担い手も理論家も、圧倒的に女性であったが、それは、共稼ぎをせざるを

えない層の、「働く母親の権利」というスローガンのもとに進められた。「性役割再審派」の、「子育ては、女性のみ義務ではない」という問題意識からは、これは「女^{イコール}母親」という役割の左翼的な再生産とみなされ、十分な連携は形成されなかったのである。「性役割再審派」の女性の年令が、出産の生物学的上限にぶつかるところに、子供を持つことの両性にとつてのポジティブな面の再評価が進み、親の高齢化による介護問題も浮上したが、その時には福祉国家は、石油危機以後の不況・財政危機と、サッチャーなどの政権や新保守主義イデオロギーによって、基盤を掘り崩されていた。福祉の削減にともなう「貧困の女性化」という現象に直面して、「働く母親派」と「性役割再審派」は連携の可能性を探っている。他国に比べてフェミニズム運動が低調な日本でも、八九年をピークとする「マドンナ反乱」現象が、ようやく生じたのである。但し、予測をこえた女性主体の多様化という事態への対応を欠いていたため、この提携は一過的なものに留まったといえよう。

ここで、ヘルガ・ヘルネスたちヨーロッパの論者にしたがって、福祉国家批判を見ていこう。まず、フォード主義期の福祉国家は、主として男性からなる労働者（組合）と資本家（経営者）の妥協の産物として位置付けられる。例えば英国のベバリッジ・プランにしても、参戦期に拡大した女性の社会的発言力を考慮にいられたとしても、一家族に一人の専業主婦がいることが前提だったのであり、一九六〇年代以降女性が大量に労働市場に参入し、家庭での女性の人格的サービスの時間や量が大幅に縮小すること、あるいは、雇用労働の機会が増えたため、仕事を中断して家庭にはいる女性が、経済上のみならず、人格発展上の損失を感じるようになることを、予期してはいなかった。

また北欧の社民型福祉国家にしても、高度成長期に子供や老人・障害者への、（国家による）社会的サービスの拡充したが、それは人手不足対策として女性労働力を利用しようという、主として資本の要請（と社民勢力

の妥協)によるものであり、「性役割の問い直し」というフェミニストの要求が、直ちに反映したものはなかった。それゆえ、これらのセクターに雇用されたのも大半は女性であり、パートタイマーが多く、管理的地位に就くことは少ない。これでは、女性がケアするという役割を、家族から地域・社会に拡大したにすぎない。男性の役割は問われないまま、女性のみが労働と家事・育児の二重の役割を担うように仕向けられたのである。したがって、これらのサービスにより、女性が働きやすくなり、夫への経済的依存度が低下したとしても、フェミニストから見れば、「私的家政長制から公的家政長制へ」、女性の従属対象が代わったにすぎない、ともいえる。²¹⁾

さらにアン・S・サッスンたちは、第二波フェミニズムの「性役割」批判の限界も論じている。というのも、多くのフェミニストが、企業や国家の対象としての家庭像が、なお専業主婦のいることを前提としていることを批判し、男性の家事・育児への参加を訴え、職場においても、女性への差別的取り扱いを問題にしていたが、今日の週四〇時間労働という職場における、「男性型労働モデル」²²⁾が、暗黙のうちに専業主婦のいる家庭を前提にしているところには、射程を及ぼしていなかった、というのである。子供・老人、病気や障害の世話といった、不測の事態への対応の積み重ねという、時間的柔軟さを要求するニーズや、昼間しか住居を訪れないガスの点検など各種のサービスなどに対して、現代の労働組織のフレキシビリティの欠如は、実は致命的な矛盾関係にある。また、国家による種々のサービスも、一日八時間の硬直した枠組みを前提に、画的基準・専門化・官僚制化をともなって拡大した。「硬直した」労働モデルは、フォード主義以前の遺産であり、フォード主義の労働規律の化体でもあり、フォード主義国家とフォード主義的な生産者(労資)のコーポラティズムが、前提としたものでもあった。

女性の職場進出は、実はこのモデル自体を揺るがしていたのだが、家庭Ⅱケア責任が基本的には女性にあるという「性役割」を維持しての、妥協的な便法で切り抜けられてきた（「受動的」再編——グラムシⅡサッスン——⁽²⁾）。それは、フォード主義の全盛期においては、労働者の全面的時短（パート化）でなく、女性のみをパートタイマーとし、縁辺的な労働者として活用すること（女性のみ「家庭責任」との両立ノ）であった。ポスト・フォードイズム期には、労働組織全体のフレキシブル化でなく、マージナルな部分のみでの派遣労働者などの活用、労働全般の全労働者によるワーク・シェアリングでなく、大量の失業者の創出と、彼らを「フリーアルバイター」として便宜的に活用することなど、としてあらわれた。公的サービスは、フレキシブル化ではなく、削減・民営化（ビジネス化）・家族（女性）への再押しつけを伴って変容した。

「現存した」社会主義において、フォード主義的な「構想と実施」の分離が解決されていなかった点が指摘されてきた。さらに、ソ連・東欧圏の動揺にもかかわらず、フェミニズムに将来の社会変革を進める潜在力があるとすれば、週四〇時間労働という、専業主婦つき男性を前提とした「硬直した」男性型労働モデルが克服されていなかった点も見抜き、公私の境界を越えた、より全面的な社会的分業の問題を見据える必要がある。そしてそこから、構造的なオルタナティブを形成していく可能性が注目されているのではないだろうか。

第五章 ケアのニーズと「硬直した」労働モデルの矛盾

ここで、今日の社会の大きなトレンドである、「少子化・少産化」について考察しよう。日本でも、第二次大戦後のベビーブーム期の一時的上昇と、彼女らが出産期を迎えた一九六〇年代後半から石油危機（七三年

——二・一四——)までの「下げどまり」を例外として、出生率は低下してきた。一九九二年には、合計特殊出生率(女性が生涯に出産する子供数の統計的平均)は一・五〇にまで下がった。一九六六年の「丙午ひのえうま」の際、例外的に一・五八と低かったため、一九九〇年に前年の数値が一・五七と公表され、「一・五七ショック」が取り沙汰されるまでは、「少子化」よりも「高齢化の加速」のほうが強調されていた。しかし少産化は、先進国共通の傾向であり、北欧など、なお福祉に手厚いところで部分的に回復したり、米国の非白人層での相対的高さが注目されたりするが、イタリア・スペインなど南欧「マチズモ(男性優位)」文化圏や、日本では下げ止まっていない。

日本の経済企画庁は、都道府県間の出生率格差を分析し、四つの要因をあげている。²⁴①都市化による都市(男性が多い)―農村(女性が多い)の青年人口の不均衡と、男性未婚率の増加、②教育費の高騰と女子の高学歴化(高学歴県で出生率が低い)、③家賃・地代の高さ(高騰県で出生率が低い)、④女性(両性ではない)が育児と仕事を両立させるための制度的保障の不足(これは世論調査から)、である。しかし、他国での分析は、異なった視角をみせている。

旧西ドイツの少産化を分析したエリザベート・ベック・ゲルンスハイムは、一人一人の子供との、より情緒的な人格的コミュニケーションを求める意識を、経済的要因にのみは帰しえない原因としている。²⁵サッスーンやキアラ・サラチェーノは、子育ての予測できない性質が要求する、ケア側の大人の「フレキシブル」な対応と、それと対立する、現代の労働組織や社会的サービスの、「男性型労働モデル」に基づく「硬直した」構造との矛盾を指摘している。この矛盾に対し、社会全体の構造的変革を欠いた、女性側の防衛的・「受動的」対応が、少産化だといっているのである。さらに、高齢化が進めば、フレキシブルなケアへのニーズは一層高まる。この社会

的ニーズと労働の構造との矛盾を解消するためには、家族（＝女性）のケア負担の再強化という「受動的な」再編ではなく、ポスト・フォード主義のME化・情報化が可能にした、労働のフレキシブル化を、男女両性の労働者すべてが享受できるような、労働組織の全般的な変革が必要なのである。さらに、公的サービスも、すべてを国家が担う必要はないが、「巨大な福祉国家」に向けられた、専門化・官僚制化・非人間化という、一九六八年以降の「新しい個人主義」からの批判を受け入て、これを「社会的なもの」に再編し、地域に根ざした、人間的で柔軟なものに変革していくべきだ、という²⁰⁾。老親をもつ単身者（男女とも）も増加しているが、仕事と介護（専従である必要はない）を両立させていくためにも、こうした展望は不可避ではないだろうか。

もちろん、巨大官僚制を批判する「新しい個人主義」を、先に取り入れたのは、レーガン、サッチャーにとどまらず、先進各国に台頭した新保守＝自由主義であった。この主張は、福祉国家の危機を、福祉削減とケア役割の「再女性化」によって脱出しようとした。これらの国ではすでに、年金給付などの福祉や税金賦課の単位が、家族から個人へシフトしており、貧しい子持ち女性や、病氣・障害をもつ女性も、夫や父（家父長）の所得に依存する必要は少なく、非婚でも離婚しても、国家の福祉に依って生活できるようになっていた。福祉削減は、真っ先に彼女たちの家計を襲い、さらに公的サービスに雇用されていた女性たちをも、失業の危機に追い込んだのである。

日本でも、第二臨調＝行革以来、生活保護をはじめ貧しい層への福祉が、大幅に削減されたが、対GNP比での公的社會支出は、他の先進国に比べ七〇年代末でも低く、福祉も課税も事実上家族（所帯）単位制が維持されているため、行革という新保守主義政策が、とりわけ個々の女性を直撃したという理解は、欧米ほど一般化はしていない。バブル経済崩壊までは失業率が低く、「失業の女性化」も進んでいなかったという事情もある。

また、人口一〇〇〇対の離婚率上昇傾向がこの期に停滞しているが、福祉削減が日本の女性の「個人化」を押し止めたという因果関係は、未だに明確には解明されていない。

しかし臨調では、人口の高齢化への対応は、「日本型福祉社会」によるとされ、国家でなく地域（その実態はけっして十分ではない）と家族（実は娘や長男の嫁）によるケアの分担が、要請されていた。この「日本型福祉社会」という理念が、中曽根や土光といった年長男性によって鼓吹されていたのだから、これを、女性役割の「イデオロギー装置」としての、「日本型」公的家父長制とよぶこともできるだろう——女性被雇用者によって福祉を担う、北欧型とは異なる——。しかし、「高齢化」の危機感を国家がおればあおるほど、個々の家族・女性の防衛行動として、消費をおさえて将来に備えるため、少産化が進み、高齢化が加速されるという、悪循環が生まれてもいるのである。

北欧の「公的家父長制」批判論者は、それらの国で、女性の労働力化率が高くても、マージナルなパート労働者が多く、私企業のみならず公的領域でも、管理的・構想的地位にいるものの比率は低いと、指摘している。しかし、公務員にも女性管理職が増加しており、また、公的領域における上位決定者は、選挙を通じて選出されるのであり、政党ごとの候補者の女性比率割当て制などの手段による、女性政治家の大量進出も可能である。これを、労働組織のフレキシブルな方向へ再編とならぶ、家父長制＝男性支配の解体の鍵と呼ぶこともできる。⁽³³⁾

日本では、私企業においても、中央・地方の行政においても、女性管理職は一〇前後であり、北欧・先進諸国のみならず、他の大方の国々とも異質な特性を示している。この公私の組織における家父長的支配様式を崩すには、機動戦（一揆的対決）ではなく、まさに陣地戦（グラムシ＝サッソン）的な闘いが要求されている。⁽³⁴⁾

しかし日本においても、下院の女性進出世界ランキングで第一三二位という、異常な議会を戴き続ける必要は、

まったくない。しかしこの点は、海部内閣以来の「政治改革」論議のなかで、置き去りにされている。ここには「ポスト・マドンナ」の政治進出戦略を、市区町村レベルはともかく、ナショナルレベルで形成しえていない、日本の女性・フェミニストの「政治的主体意識の弱さ」も、作用している³⁰⁾。

日本社会は、フォード主義からポスト・フォード主義への経済の転換を、うまく乗り切ったかに見えたが、いまや欧米並の大量失業社会へとシフトするのではないかと、懸念され始めている。この日本経済の強さと、露呈しはじめた脆弱さを、日本型フォード主義社会における女性の地位の低さと、フェミニズム（ここではとくに第二波）の弱さ、ないし日本的特徴を射程にいられて、解説しなおす必要があるだろう。例えば、日本の高度成長期の後半には、意識のうえで「総中流化」現象が生じたが、新中間層にとってより適格的な「女」家庭役割」という規範が、階級社会意識の強い他の国よりも浸透しやすかった、といえるのではないか。ここには、戦前の「家」制度（公私を貫く家父長制）の遺産（「女の分」^{ぶん}）も作用している。さらに、男性の年間労働時間が欧米より五〇〇時間程度も長いという、「日本男子型労働モデル」とでも呼ぶべき事態は、それだけ女性（主婦）のケア労働を強化し、性別役割の規範をも強化したといえよう³¹⁾。

また、高度成長後期からの「性別役割」批判のなかで、「女は家庭」という規範のみが広く批判され、性別を通じての「支配―従属」関係を問う、というフェミニズム本来の問題構成とは、いささかズレたままの言説が流布したことにも、問題があったろう。そのため、「フェミニズムの言説」と、「女の言説」の区別が、あいまいなまま放置されている。「女であれば、誰でも解放を求めている」というのは真実ではない³²⁾。現存社会の、支配―従属関係の総体を問うフェミニズムの言説と、女だけが家庭役割にしばられることを批判する（一部の）女性の言説、さらに女性全体が発する言説のすべては、重なりながらも、明確にズレている。フェミニズムは、

女性のみが担えるものではないし、すべての女性が担うものでもない。家庭役割批判は、その言説の接合いかんによっては、特権的な層の女性のみ解放を意味する場合もある。女性の（男性もだが）存在形態が非常に多様化した現在、同一人格のなかにも、構造的変革への志向と、受動的対応への志向が、矛盾しながら併存しているともいえるのである。³³⁾ 女であることがフェミニストであることと直結せず、ある形態のフェミニズムは、他の解放をもとめる言説（戦略）と矛盾しうることを、十分に認識しておくべきだろう。日本のフェミニズムは、日本社会における性役割の構造的組織の種差性を認識し、実態に対応した理論を、自力で形成する必要性を迫られている。それは、日本の女性学が、自生的フェミニズム運動からの抽出でなく、外来理論の輸入志向をもってきた点を克服し、地域に根付いたフェミニズム理論へ（単数である必要はない）と、軌道をかえる作業でもあるだろう。「日本男子型労働モデル」を崩すには、単に「性別役割分業」意識を「遅れている」と批判するのではなく、それを支えている男女各々の、アイデンティティの構造を、そのイデオロギーの深層部に到るまで、解明しなければならないのである。

おわりに

画一的に捉えることができない、多様な諸主体を、男女の「支配―従属」関係を前提にしている「硬直した社会」からの脱出の方向に、いかにつなげていけるのだろうか。それは、「ポスト・男性型労働モデル」によって組織される社会へむかつての、ヘゲモニックな接合戦略の創出でもある。³⁴⁾ 「フェミニズムは終わった」という言説も、昨今きかれるようになったが、これに対しては、「女の家役割」規範を批判する、フォード主義時代

のフェミニズムはその歴史的役割を終えた、と答えることもできるだろう。しかし、ポスト・フォード主義時代の、グローバルな射程をもつフェミニズムは、現在形成の途上にある。男女両性によるケアと生活資料の生産との両立をめざし、政治を、ケアや身体の権利、そして生活資料の生産にかかわる、市場にゆだねることのできない諸決定と置き直して、その政治における両性の平等が求められているのである。サラチエーノは、これをフィリップ・アリエスの『子供の誕生』⁶³がいう、近代の家族の創出に匹敵するような、長期的な家族の「脱近代化」過程になるだろうと捉えている。それは、現代の政治・経済の機構が、なお「主婦のいる家庭」を前提に運営されているという事態をも、明らかにし、またつき崩そうとするのだから、公的領域・経済の領域・労働の組織においても、「近代からの脱却」を、(地球規模で)不可避にするものなのである。

けれども「女性の世界的敗北」(エンゲルス)を持ち出すまでもなく、女性の従属の歴史は、近代資本制の歴史よりも、遙かに長い。その歴史を、今生きている場所から問い直し、これを逆転する——「暴力による勝敗のない」平等社会にむかって——作業を、一步でも進めることが、われわれの課題なのだろう。この作業は、私的世界にとどまらず、公的世界での「精神労働と肉体労働の分業」の脱固定化もめざし、女性を抑圧してきた歴史的な「公私の境界」の脱構築を、めざすものにもなる。さらに「能力に応じて与え、必要に応じて受ける」(『ゴータ綱領批判』)という原則を、物の生産においてのみならず、人間相互のケアにもあてはめるような理想社会についての理念は、いまだ、導き糸の役割を終えてはいないであろう。「朝には賃労働を、昼には釣りを、そして夕食を作り、食後には子供と遊ぶ」⁶⁴。そのうえで、政治的諸活動や、地域の人々とのケアを含む交流のための時間も、確保されなければならない。こうした『ドイツ・イデオロギー』の理想的人間像を、男[♂]人間のみにでなく、女性を含む全人間存在の上に描く可能性も、なお残されているのではないだろうか。

注

(1) これは日本独特と言われているが、ここで触れる言語的・情緒的コミュニケーションの不全が、月給袋の管理権の代償なので、日本の主婦は、他国の女性にうらやましがられることはなかった。

(2) 岩本美砂子「フェミニズムと政治権力―一つではないフェミニズム―」『講座 現代の政治学』第一巻所収、青木書店、一九四四年、参照。市民的フェミニズム・社会主義婦人解放論・ラディカルフェミニズム・マルクス主義フェミニズム・ポストモダンフェミニズムの関係についても、ここで概観している。本稿の直前に執筆したので、問題意識も連続しており、相互に補完する内容にもなっている。興味をもたれた方は、併読をお願いしたい。なお「フォード主義国家とジェンダー」という本稿の問題意識を共有するものに、Anne S. Sassoon ed., *Women and the State*, Hutchinson, 1987 などがある。本稿では、主としてこのテキストを参照する。

(3) cf., Gabriella Turnatory, *Between Public and Private: the Birth of the professional housewife and female consumer*, Helene Strohl, *Inside and outside the Home: How our lives have changed through domestic automations*, both in Sassoon ed., *op. cit.*

前者は、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、とくに合衆国の新中間層で、女性の専業主婦役割イデオロギーが、大量生産の時代の「賢い消費者」として、市場の拡大と対応して形成されたとし、さらに、一九一〇年代のテーラー主義の家庭までの浸透が、家電の使用とともに、曜日単位であった家事の手順を、「時間単位」で「合理化」されたものに変容させた、と二段階の変化を指摘している(但し、家庭における女性の役割は、テーラー的な分業原則よりも、夫や子供たちの世話万端という、包括性を伴う)。家事使用人の雇用を止めることは、当時の「民主主義」の風潮にも一致していたという。

後者も、家電の主要な発明は一九世紀末までになされており、一九一〇年代の合衆国で「家庭のテーラー化」が唱えられたことに触れている。が、家電の導入が家事のリズムを一変させたことについては、フランスのアルザスの事例によっているため、日本と同時期となった、第二次大戦後(一九五〇年代)の家電の本格的普及(第三)段階を、祖母と母の世代の間での、家事のリズムの大転換として鮮明に描いている。

- (4) 日本では、平塚明「死と其の前後を見て」一九一八年、香内信子編『資料母性保護論争』ドメス出版、一九八四年所収など。
- (5) 日本での戦後の、フォード化された家事という規範の導入は、占領下の朝日新聞連載の翻訳まんが「ブロンディ」(英文つき)などの、柔らかなイデオロギー装置によるところも大きい(中日新聞、一九九三年一月一日夕刊、西川裕子のインタヴューなど参照)。前掲岩本論文でもふれたが、電気およびガスの自動炊飯器が一九五〇年代後半の日本で市販され普及したのは、パン食でない国での家事のフォード化という点で、画期的であった。川添登「電化」朝日ジャーナル編『女の戦後史II』朝日新聞社、一九八五年、『東芝百年史』一九七七年、四七八頁参照。
- (6) 岩本美砂子「人工妊娠中絶政策における決定・非決定・メタ決定」日本行政学会『新保守主義下の行政』ぎょうせい、一九九三年、同「生殖の自己決定権の今」『女性学』二号、新水社、一九九四年(所収予定)など、参照。
- さらに、今世紀初頭から、生殖の人為的コントロールは他の方法でも進んでおり、乳幼児死亡率の低下による、「歩留まり」の向上ゆえの少産化や、育児・教育の商品化により、子育てが「コスト」と感じられるようになる一方、女性の職場拡大により、育児期の職場離脱も「損失」とみなされるようになったのである。
- (7) cf., Anne S. Sassoon, *Women's New Social Role : Contradiction of the welfare state*, in Sassoon ed., *op. cit.*
- (8) cf., Louisa Balbo, *Crazy Quilt : the Welfare state debate from a women's point of view*, in *ibid.* これは現代国家の分裂——「破裂」(L・ニザール)にも対応している。
- (9) Strohl, *op. cit.*
- (10) こうしたアメリカの主流社会学に対する批判として、例えば、ドロシー・E・スミス「女性のための社会学」(シャーマン&ベック編、田中和子編訳『性のプリズム』勁草書房、一九八七年)参照。
- (11) 男性中心の労働運動のロジックからいえば、相対的に賃金の安い女性を、本工集団から締め出すことにも、一定の利益はある(日本の企業別組合)。しかし、女性の賃金を男性並に引き上げること、彼女等の参入による不利益を回避することもできない。前者のロジックは、フェミニズムの強い社会では、もはや維持できない。労働女性は、新中間層の高学歴・専門職志向の女性による、あらゆる職場への女性の平等な参入要求に対して、労働女性の権利として獲得されていた、残業・夜業・重い肉

体労働からの保護を手放すことになるとして、直ちに賛同したわけではない（「保護と平等の矛盾」）。資本は、女性に保護か平等かの二者択一を迫った。

労働者階級の女性と新中間層の女性が連帯できたのは、男性の労働条件の格上げ（時短・男の育児休暇などを含む）を展望しつつ、産休などの女性固有の権利は拡充するという方向においてであった。しかし一方で、法による平等の義務化は労資の自治に反する、という男性労資の反対にも遭遇した。合衆国では、七〇年代に、産休や妊婦保護規定まで、平等の雇用条件に反するとして、返上する傾向にあったが、九三年に、男女とも無給の家族休暇一二週間（産休や子供・高齢者の介護などに使える）が導入され、産休を病休扱いしていた時期の不都合は、部分的に解消されつつある。

- (12) 例えば、石井美智子「英国『一九六七年墮胎法』の成立過程」『東京都立大法学会雑誌』第二一卷二号、一九八一年、上野千鶴子・田中美由紀・前みち子「ドイツの見えない壁」岩波新書、一九九三年、一一九、一八九―二〇〇頁、建石真公子「フランスにおける人工妊娠中絶の憲法学的一考察」『東京都立大学法学会雑誌』三二巻一号、一九九一年、中嶋公子「フランスにおける避妊・人工妊娠中絶・人口政策をめぐる歴史と現状」日仏女性資料センター『女性空間』一〇号、一九九三年。さらに、ポッツ、ディゴリイ、ビール、池上千寿子・根岸悦子訳『文化としての妊娠中絶』勁草書房、一九八五年、参照。

- (13) 実効力の薄さは（例えば「女子のみ採用」枠残置の認容、採用・募集の平等違反には罰則なし）、バブル経済崩壊後の不況時に、新卒女子の採用未定問題などとして、顕在化した。皮肉なことに、ここで壁にぶつかったとくに高学歴の層は、高度成長期に「家庭のために」労働を中断し、市場への再参入にあたっての不利益を実体験した（戦後のベビーブーマー以降の）新中間層女性Ⅱ母親によって、平等な専門職への就職という望みを託された娘たちでもある。

- (14) ナタリー・J・ソコロフ、江原由美子ほか訳『お金と愛情の間』勁草書房、一九八七年。

- (15) タン・ダム・トゥルン、田中紀子・山下明子訳『売春——性労働の社会構造の国際経済——』明石書店、一九九三年など、参照。

- (16) 例えば、タティ・クリスナワティ「インドネシアにおける人口政策と女性の選択」アジア女性会議『創りだそう女たちのアジアを——報告集パートⅡ——』一九九二年、など参照。

- (1) cf., Chantal Mouffe, *Penser la démocratie moderne : avec, et contre, Carl Schmitt, Revue Française de la Science Politique*, vol. 42, 1992.
- (2) cf., Ernest Laclau, *Socialisme et transformation des logiques hégémoniques*, in Ch. Buci-Glucksmann ed., *La Gauche, le Pouvoir, le Socialisme*, PUF, 1983.
- (3) 例えば、渡辺恒夫『脱男性の時代』勁草書房、一九八七年、金塚貞文『オナニスト宣言』青弓社、一九九二年、伊藤公雄『男らしさ』のゆへえ』新曜社、一九九三年など、参照。
- (4) Joice Gelb, *Feminism and Politics : a Comparative perspective*, California Univ. Press, 1980 など、このような傾向がみられる。岩本前掲『「フェミニズムと政治権力」における』の著書の紹介と批判をも参照。
- (5) cf., Helga M. Hernes, *Women and the Welfare State : the Transition from private to public dependence*, Drude Dahlerup, *Confusing Concepts — Confusing Reality : a Theoretical discussion of the patriarchal state*, Anette Borchorst & Birte Sinn, *Women and the Advanced Welfare State : a New kind of patriarchal power*, in Sassoon ed., *op. cit.*, H. M. Hernes, *Welfare State and Woman Power*, Norwegian Univ. Press, 1987.
- (6) cf., Sassoon *ibid*, Chiara Saraceno, *Division of Family Labour and Gender Identity*, in Sassoon ed., *op. cit.*. 大沢真理もこの点を強調してゐる(『企業中心社会を超えて』時事通信社、一九九三年、七五頁、同『現代日本社会と女性』東大社研編『講座現代日本社会 第六巻』東大出版会、一九九二年、三九―四〇頁)。
- (7) 経済企画庁『平成四年版 国民経済白書』。
- (8) Sassoon, *op. cit.*, p. 181.
- (9) なぜなら、高所得層でも同様に低下してゐるから(エリザベート・ニッケルゲルンスハイム、香川権訳『出生率はなぜ下がったか』勁草書房、一九九二年)。
- (10) Sassoon, *op. cit.*, Saraceno, *op. cit.*, Kari Waerness, *On the Rationarity of Caring*, in Sassoon ed., *op. cit.*.
- (11) 札幌市母子家庭餓死事件(寺久保光良『福祉が人を殺すとき』あけび書房、一九八八年)など、「女へのしわよせ」の事例は

- 論じられている。大沢は、「日本型福祉」を「家族のみ・大企業本位・男性本位」と規定している（大沢前掲書、および社会保障研究所編『女性と社会保障』東大出版会、一九九三年、など）——傍点は岩本——。
- (28) Borchorst & Sinn, *op. cit.*
- (29) Sassoon, *op. cit.*, p. 174.
- (30) 中日新聞・東京新聞、一九九二年一月七日。七月の改選前のデータ（二・三％）による国際比較。改選後（二・七％）は、二・八位程度という（『婦人展望』一九九二年、一〇月号）。参議院は比例代表に女性が進出しており、一五％を越えたが、地方議会では、都道府県・市区町村のトータルで三・一％、首長では、四七人の知事は戦後も全員男性であり、市町村長では、約三三〇〇のうち、現職は僅か三名である（市川房枝記念会『全地方女性議員の現状』一九九一年。なお本稿縮切直前に、現職四人目となる女性村長が誕生した。）。これらの公職への女性の進出は欧米とは比較にもならないが、占領期を除けば、一九八〇年代後半から明瞭になった傾向である。細川連立内閣による、女性衆議院議長・三名の女性閣僚・女性最高裁判事の誕生は、同内閣の「女性向き」スタンスが、八九年以後の女性主体の不調をカバーしている、ということもできよう。
- (31) 大沢は、特に石油危機以後、日本男性の過剰賃労働が強化された点を強調している。大沢前掲書や、同前掲「現代日本社会と女性」など参照。
- (32) 岩本前掲、「フェミニズムと政治権力」をも参照。
- (33) Laclau, *op. cit.*
- (34) Sassoon, *op. cit.*, p. 182. Ernest Laclau & Chantal Mouffe, *Hegemony and Socialist Strategy: Toward a Radical Democratic Politics*, Verso, 1985, 山崎カヲル・石澤武訳、『ポスト・マルクス主義と政治』大村書店、一九九二年、参照。
- (35) Saraceno, *op. cit.*, p. 202.
- (36) Sassoon, *op. cit.*, p. 181.

追記

本年度で、定年を迎えられる森田勉教授には、私が人文学部へ赴任することになって以来の八年あまりの間、公私にわたり大変お世話になった。私が学究生活にはいる前から持っていた年来の問題関心を、この機会によりやく論文として形にできた。人文学部の、とりわけ政治学関係の、研究・教育環境がなければ、とうに挫折していただろう。学部の基礎を作り、今日まで指導してこられた森田教授に、改めて感謝の言葉を贈りたい。